平成２５年（フ）第１２６５号
京都市伏見区深草一ノ坪町37番地４　大元ビル４階303
債務者　田中　愼一
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６７号
京都市上京区今出川通御前通東入鳥居前町664番地42　クローバー北野１－Ｂ号、前住所京都市上京区千本通出水下る十四軒町394番地の１　西陣グランドハイツ412号
債務者　野村　　清
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６８号
京都市北区紫野花ノ坊町11番地　船岡寮
債務者　清水　博子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７８号
京都府宇治市槇島町落合120番地の２　アビタシオンマキシマ411号
債務者　佐藤　　大
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７９号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地９棟503号
債務者　佐藤　知子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８０号
京都市東山区本町22丁目506番地　メゾンジュネス103号
債務者　井藤　良子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８５号
京都市伏見区深草綿森町46番地の５
債務者　山川　仁志
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８６号
京都市西京区桂池尻町58番地１
債務者　山田　　衛
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３５号
大阪府松原市丹南４丁目２番34号　松芭ハイツＢ―11
債務者　片山　義明
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０４０号
堺市西区浜寺石津町東１丁１番８号　上所文化202号
債務者　田村　道彦
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０６１号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番13―404号
債務者　齋藤　利明
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０６４号
堺市南区原山台４丁９番３―107号
債務者　東根　清夏
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
奈良県香芝市真美ヶ丘７丁目12番４―301号
債務者　松田　由美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
奈良県大和高田市西三倉堂１丁目11番９号　ロイヤルコーポ松屋102号室
債務者　上田　悦子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
奈良県磯城郡田原本町大字今里151番地
債務者　佐々野優子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
松江市東津田町1820番地３　パルテール203
債務者　坂田　　学
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
岡山県真庭市台金屋421番地13　ＫＴコーポＣ
債務者　尾﨑　匡佳
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岡山地方裁判所津山支部